

【概要】 橋長38.40m 建設年:1935年(84歳) 橋種:コンクリート橋
日交通量:100台/日以下

点検年:令和元年度

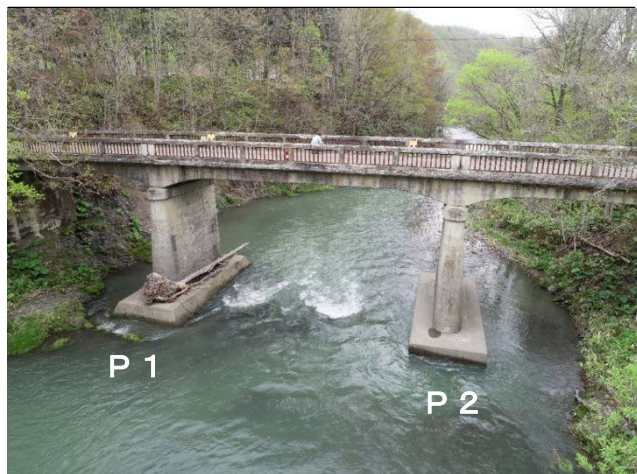
【所見】

○下部工(P2橋脚下部)の一部に底版下面までの洗堀が見られ、上部工の支持力が低下し、緊急に措置を講ずべき状態。



【対策】

- 措置: 現地調査(R1.10.18)、R1.10.18より全面通行止め継続中
- 措置後の健全性の診断: R1近接目視の結果より、「IV」が判明
- 恒久対策: 迂回路があるため、当面は通行止めを継続し、将来は撤去を予定



【中興橋の経過】

- 平成27年10月 橋梁点検において異常がないことを確認しているが、老朽化が著しいため、修繕を実施する予定であった。
- 平成28年～29年 大雨後には見廻りを実施して、異常がないことを確認していた。
- 平成30年 8月 見廻り時に河床低下を発見し、定期的に観察していた。
- 令和 元年 5月 P2橋脚下部の洗堀が見受けられたため、大雨等により河川水位が上昇したときは、通行止を実施していた。
また、中興橋の存続についても理事者協議をし、見直しを行っていた。
- 令和 元年10月 法定点検を1年前倒しで橋梁定期点検実施した結果、P2橋脚下部の一部に底版下面までの洗堀が見られ、健全性診断【IV】の判定となり、通行止規制を実施した。
迂回路があるため、当面は通行止めを継続し、将来は撤去を予定する。

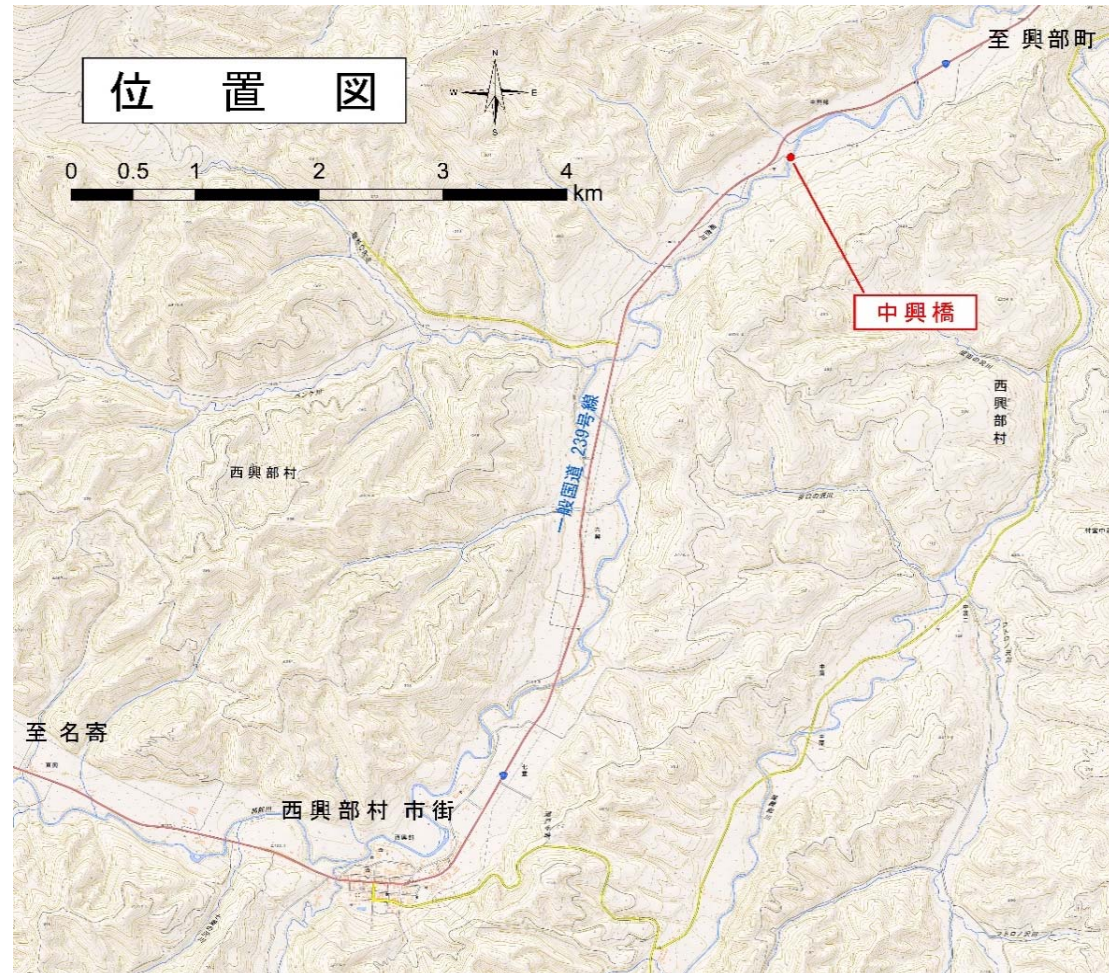
【中興橋の周辺状況など】

- ◆ 孤立民家や集落等 有 無 1件民家あり、ほか採草地や山林のみ
- ◆ 迂回路 有 無 1,500mの迂回路（砂利道）
- ◆ ランクIV橋梁の点検の発注方法 地域一括発注 委託発注 直営など
- ◆ ランクIV橋梁の点検の予算 防災安全交付金を活用 単独対応など

【今後の対応方針】

- ◆ 令和4年度以降に撤去を実施する予定

橋梁位置図



概要

紋別郡西興部村字中興部に位置する村道中興部六興線道路と二級河川・興部川に架かる「中興橋」の老朽化について協議を必要とするものである。

旧国道（R239）の施設であり、昭和43年11月8日に村議会で村道認定を行っていたが架設当時の図面等の資料は無く、河川占用も受けていなかったため平成30年度に河川占用を申請し、平成31年1月21日付け「才網建管第1374号指令」により許可を受けた。

西興部橋梁寿命化計画に基づき、平成27年度に補修設計を行い補修工事を実施する予定であったが、橋脚の基礎部が洗堀されている関係から、追加のボーリング調査や設計が必要となることが判明した。

戦前に建設され80年以上経過しており、劣化が著しことから補修工事を行っても、架け替えるほどの工事費も想定されることから、見直しを行うこととする。



中興橋 橋梁諸元

橋梁名	: 中興橋	竣工年	: 1935年（昭和10年）～供用84年
路線名	: 中興部六興線	定期点検	: 2015年（平成27年）近接目視
河川名	: 二級河川 興部川	補修履歴	: P 2 橋脚基礎根固工（平成17年）
橋長	: 38.40m	適用示方書	: 不明
径間数	: 3径間	設計活荷重	: 不明
幅員	: 5.50m（車道）		
上部工形式	: RCT桁橋		
下部工形式	: 重力式橋台、小判型壁式橋脚		
基礎工形式	: 直接基礎（推定）		

橋梁概要写真



全景 A1側より



全景 A2側より



側面全景 上流側より



側面全景 下流側より



P2橋脚 A2橋台



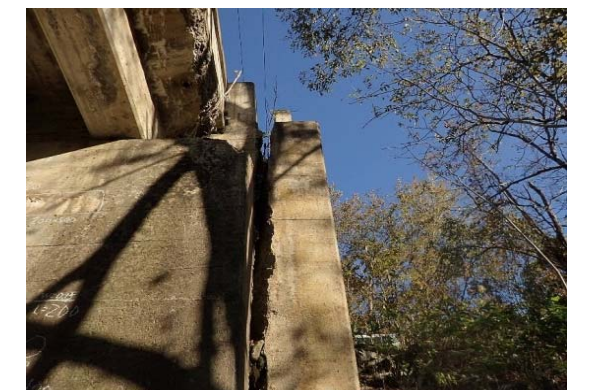
P1橋脚 A1橋台

橋梁損傷状況

本橋は3径間連続RCT桁橋であり、1935年の竣工から80年以上が経過している。主桁、横桁、床版には、施工当時の土木技術が因子となる劣化や、凍害などの損傷がみられる。

平成16年にP 2 橋脚の基礎補修設計と現況の強度試験を実施し、平成17年に橋脚基礎部の補修工事（根継ぎ）を行っていた。

地覆、高欄、橋台ウイングは構造上の強度は無く、危険な状態である。





中興部六興線
BP=0.00
一般国道239号
KP=14,400

西興部村字中興部

舗装起点
SP=1,500

既設舗装道 L=725.4m
W=4.50m
t=8cm (舗装2層)

中興橋
SP=2,038

中興部六興線
SP=2,225.40
一般国道239号
KP=16,500

未舗装道 L=1,500m

中興部六興線

至興部

峯田宅

新興橋

一般国道239号

興部川

岩越宅

中興橋

至西興部

国道迂回延長 L=2,100m

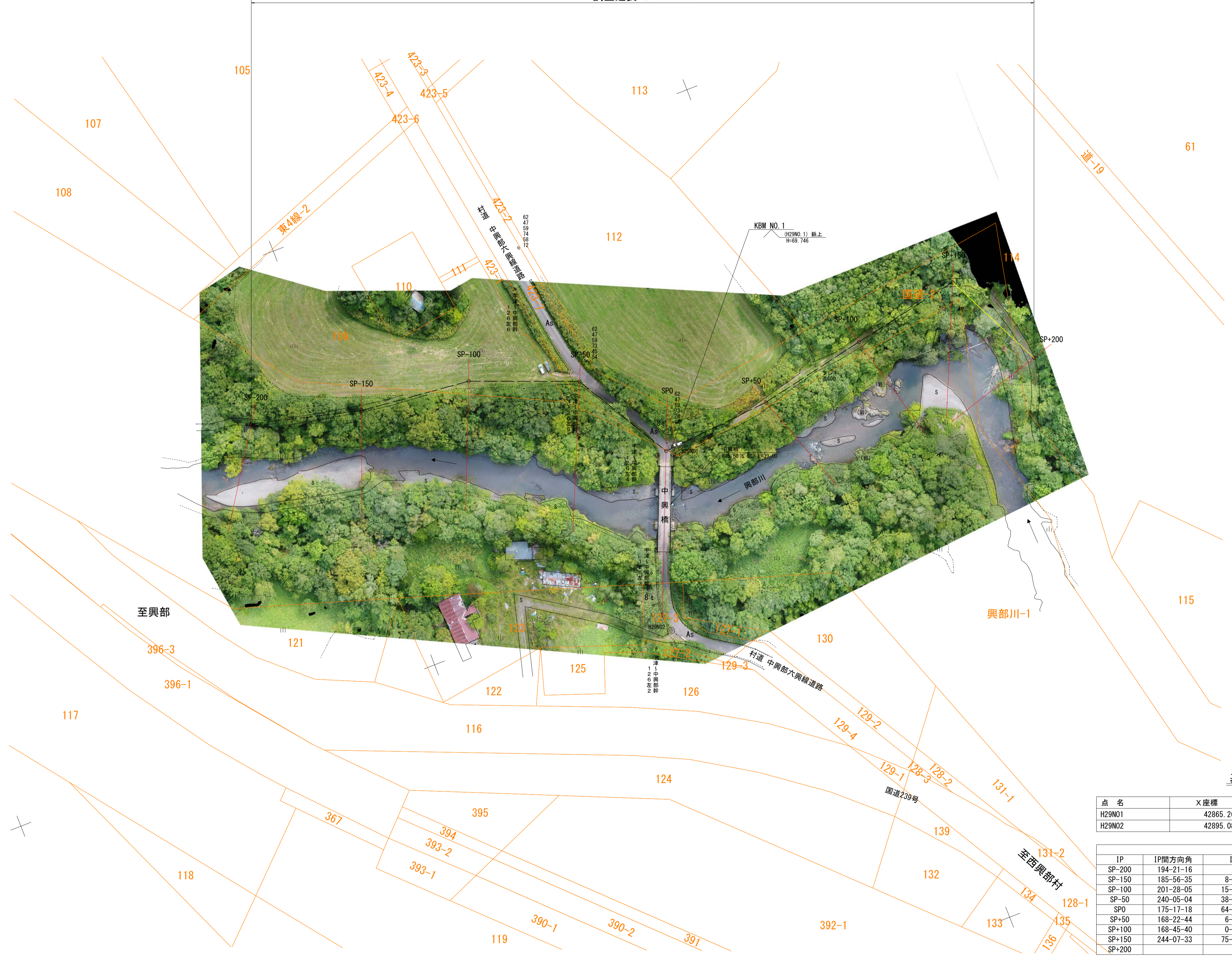
中興橋 平面図 S=1/1000

紋別郡西興部村字中興部

平成29年度調査起点
SP=-200.00

調査延長 L=400.00m

平成29年度調査終点
SP=200.00



基準点一覧

点名	X座標	Y座標	Z座標	備考
H29N01	42865.265	58752.081	69.746	KBM NO. 1
H29N02	42895.085	58675.632	71.214	

IP	IP間方向角	曲線		IP間距離	X座標	Y座標
		IA	R			
SP-200	194-21-16			50.000	43037.517	58831.041
SP-150	185-56-35	8-24-41		50.000	42989.078	58818.645
SP-100	201-28-05	15-31-30		50.000	42939.347	58813.468
SP-50	240-05-04	38-37-00		50.000	42892.816	58795.169
SPO	175-17-18	64-47-46		50.000	42867.880	58751.831
SP+50	168-22-44	6-54-35		50.000	42818.049	58755.938
SP+100	168-45-40	0-22-56		50.000	42769.074	58766.010
SP+150	244-07-33	75-21-53		50.000	42720.033	58775.755
SP+200					42698.213	58730.767

工事名	中興橋河川協議資料作成業務		
図面名	中興橋 平面図		
作成年月日	平成 30 年 5 月		
縮尺	1:1000	図面番号	2 /
会社名	株式会社中神土木設計事務所		
事業者名	北海道 西興部村		

平成30年11月7日付けで申請のありました土地の占用について、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）第24条の規定に基づき、裏面条件を付して次のとおり許可します。

平成31年1月21日

北海道知事 高橋 はるみ



- 1 河川の名称
二級河川興部川水系興部川
- 2 目的
橋梁占用申請のため
- 3 場所
紋別郡西興部村字中興部127番3地先（左岸）から
紋別郡西興部村字中興部423番7地先（右岸）まで
- 4 工作物の名称又は種類及び占用面積

	名 称		占用数量 ※土地占用に関するもののみ記載
		登録コード名 ※電算登録するもののみ記載	
(1)	道路橋	道路橋	248.16㎡
(2)	車道（道路工）	車道（一般道路）	336.75㎡

- 5 工作物の構造又は能力
申請図書のとおり
- 6 占用の期間
許可日から平成40年3月31日まで

連絡先 オホーツク総合振興局
網走建設管理部用地管理室維持管理課
TEL 0152-41-0725
FAX 0152-43-4953
電子メール abashiridoboku.kanri1@pref.hokkaido.lg.jp



許可条件

- 1 関係法令を遵守し占有物件を管理すること。
- 2 許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、15日以内にその旨を知事（オホーツク総合振興局長）に届け出ること。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき
 - (2) 許可に係る占有を開始し、又はその他の行為に着手したとき
 - (3) 許可を受けた占有を許可の期間の満了とする前に中止したとき
 - (4) 許可を受けた占有を完了したとき
 - (5) 災害その他不可抗力により、許可を受けた目的を達成することができなくなったとき
- 3 許可によって生ずる権利義務は、許可を受けずに他人に移転し、若しくは他人に行使させてはならない。
- 4 土地の占有に起因して河川管理施設を損傷したときは、速やかに知事（オホーツク総合振興局長）に届け出てその指示に従って原状に回復すること。なお、これに要する費用はその必要を生じた限度において占有者の負担とする。
- 5 許可を受けた占有に工作物がある場合、土地の占有を終了したときは、速やかに知事（オホーツク総合振興局長）に届け出てその指示に従い工作物を除却し、当該土地を原状に回復して知事（オホーツク総合振興局長）の検査を受けなければならない。これに要する費用は占有者の負担とする。

留意事項

- 1 当該許可に伴い河川土地占有料が生ずる場合は、別にオホーツク総合振興局長の発する納入通知書により、土地占有料を納めること。
- 2 許可に係る土地の占有を、期間満了後も引き続き行おうとするときは、期間満了の1か月前までに期間更新の申請を行うこと。

